

人口・社会統計部会の審議状況について  
(賃金構造基本統計調査)(報告)

項目	変更内容等	部会審議				審議の状況
		第1回	第2回	第3回	第4回	
1 計画の変更 (1) 報告を求める事項の変更	○ 調査事項(「事業所の名称及び所在地」「法人番号」等)のプレプリントの実施	●				<b>【適当と整理】</b> (報告者負担の軽減に資するもの)
	○ 「新規学卒者の初任給額及び採用人員」を把握する調査事項の削除【事業所票】	●	●			<b>◆第2回部会において引き続き審議</b> <b>【委員等からの主な指摘】</b> ○ 初任給額について、従来の事業所票による調査結果と、個人票を用いて労働者の年齢・勤続年数等から新規就業者と考えられる者を特定して集計(代替集計)した結果を比較すると、乖離が生じており、その要因を整理すべき。通勤手当の有無による差とするのであれば、それを裏付けるバックデータの提示なしに、削除の妥当性を判断することは困難 ○ 個人票を用いた代替集計の方が事業所票を通じた把握よりも正確であり、報告者負担軽減も図れるなど、削除する積極的な理由を明確にすることが必要
	○ 労働者の「最終学歴」の選択肢の細分化【個人票】	●	●			<b>◆第2回部会において引き続き審議</b> <b>【委員等からの主な指摘】</b> ○ 短時間労働者の学歴把握については、企業の学歴管理上の問題から困難としているが、正規雇用には就けない大卒者の問題などから政策ニーズが高いと考えられるため、再検討が必要 ○ 短時間労働者のうち比較的回答が可能と考えられる正社員・正職員だけでも学歴の把握は重要 ○ 学歴の区分や定義について、本調査と就業構造基本調査の対応関係を整理すべき。
	○ 労働者の「職種番号」(職種区分)の見直し等【個人票】	●	●			<b>◆第2回部会において引き続き審議</b> <b>【委員等からの主な指摘】</b> ○ 職種区分の具体的な設定の基準・考え方を明確にするとともに、現行の職種区分との対応関係を整理すべき。 ○ 試験調査結果において大企業における未記入率が高い要因を整理すべき。
	○ 「役職番号」及び「経験年数」の調査対象事業所の変更【個人票】		●			(第2回部会で審議)
	○ 労働者の「通勤手当」「精皆勤手当」「家族手当」を把握する調査項目の削除【個人票】		●			(第2回部会で審議)
	○ 調査事項の見直しを踏まえた事業所票と個人票の統合		●			(第2回部会で審議)
(2) 報告を求めるために用いる方法の変更	○ オンライン調査の全面導入とともに、一括調査においてのみ可能としていた電子媒体による調査票提出も全面的に可能とするよう変更 また、一括調査における調査票の配布・回収・審査に加え、一括		●			(第2回部会で審議)

項目	変更内容等	部会審議				審議の状況
		第1回	第2回	第3回	第4回	
	調査以外におけるオンライン回答又は電子媒体により提出された調査票の審査・照会に係る業務等について民間事業者を活用 さらに、報告者が希望する場合、労働者個人に係る調査事項に関し、事業所内の全労働者について回答可能とするよう変更					
(3) 集計事項の変更	○ 調査事項の削除や職種区分の見直しに伴う所要の集計事項の削除及び変更（職種大分類別の集計表の追加等）を行うとともに、精度確保の観点から表章困難な集計事項の削除などの整理・見直し			●		(第3回部会で審議)
2 「諮問第127号の答申賃金構造基本統計調査の変更について」 (平成31年4月26日付け統計委第11号)における今後の課題への対応状況について	(1) 統計利用者への本調査の特徴を含めた情報提供			●		(第3回部会で審議)
	(2) 個人票における匿名データの提供検討			●		
	(3) 調査方法の見直し、公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更、事業所内の全労働者調査の検討			●		

※ 第1回(第104回人口・社会統計部会)は令和元年7月5日(金)に開催。第2回は7月26日(金)に、第3回は8月5日(月)に、第4回は9月6日(金)に開催予定。